

期 間： 令和6年4月22日（月） 午後4時30分より

場 所： 真鶴町民センター 第2会議室

出席者： 額 額 教育長、瀧本 委員（教育長職務代理者）、  
松野 委員、岡田 委員、高橋 委員、  
清水 教育課長、塩田 学校建設専任課長兼指導主事、  
飯島 学校教育専任課長兼指導主事、  
青木 教育総務係長、大竹 社会教育係長、  
書記：板川 主事

欠席者： なし

傍聴者： なし

## 議事

### 1 教育長のあいさつ

### 2 協議事項

- (1) 令和7年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について
- (2) 真鶴町教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 真鶴町児童生徒就学奨励費交付規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 真鶴町小中学校入学祝金支給要綱の一部を改正する告示の制定について
- (5) 真鶴町文化財審議委員会規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 真鶴町文化財審議委員会委員等の委嘱について
- (7) 附属機関の委員の委嘱及び解嘱について

### 3 報告事項

- 学校教育関係
- 社会教育・生涯学習関係

瀬瀬教育長： それでは定刻となりました。ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める定足数に達しておりますので、これより令和6年度真鶴町教育委員会4月定例会を開会いたします。

それでは改めまして、皆さんこんにちは。

全員： こんにちは。

瀬瀬教育長： 年度初めのお忙しい中、ご参加いただきましてありがとうございます。教育委員会も新しい体制でスタートしました。昨年度は社会教育の方で、コロナが明けたということで増員を図りました。今年度は学校建設に向けて人数を増やしました。今、教育委員会の事務局の部屋は、「こんなに人がいるのか。いたのか。」という感じでごった返しておりますが、楽しくやらせていただいております。学校の方も4月5日に小学校と中学校、8日にひなづる幼稚園の入学式、入園式がございまして、新しいスタートを無事に切れたと報告を受けております。新しい学校づくりにつきましては、後ほど説明があると思います。先週、基本構想・基本計画の策定支援を業者をお願いしたいということで、公募によるプロポーザルの業務委託の募集を開始したことをホームページで公表しております。何社、手を挙げてもらえるか分かりませんが、なるべく早めに契約まで進めて、お手伝いいただきたいと考えております。また、その辺の報告についても教育委員会の方で、今年はこの1年が特に重要だと思っておりますので、今まで以上に丁寧に報告をさせていただきたいと考えております。今日の協議事項、案件もかなりたくさんございますので、いろいろとご協議をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは案件に入らせていただきます。協議事項（1）令和7年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について、事務局から説明をお願いします。

青木係長： はい。それでは、ご説明させていただきます。資料1をご覧ください。令和7年度教科用図書の採択における採択事務についてです。「各市町の教育委員会の意向を把握する調査」という文章になっております。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条の中に、採択地区に関する規定があり、都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域において、教科用図書採択地区を設定しなければならない。第2項としまして、都道府県の教育委員会が採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見を聞かなければならない。となっております。今回、県西教育事務所から依頼がまいりまして、来年度の採択地区について、昨年度は小学校の採択をしていただいたのですが、今年度の中学校の教科書についても、昨年同様、箱根町、湯河原町の3町合同採択地区で変更しないのか、もしくは変更するのかについて、ご協議をよろしくお願ひいたします。以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対してのご質問ご

意見があればよろしくお願ひしたいと思ひます。今年度は中学校の教科書採択ということで、昨年は小学校をやっていたいただきましたが、今年では中学校でございます。いかがでしょうか。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願ひします。

瀧本委員： 下郡3町で中学校は3校しかないんで、これを分けてやるということも到底あり得ないことです。従来と同じ様に、下郡3町一緒にとということをお願ひしたいと思ひます。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。他の委員の方はいかがでしょうか。特に質疑が無いようでしたら終了ということで、挙手によって採決をしたいと思ひます。それでは、ただいま事務局から説明のあった採択方針について、賛成の方は挙手をもってお願ひいたします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。本案は原案のとおり決定いたしました。去年もそうですが、今年も湯原町が事務局をやってもらっています。次の採択の時には真鶴町が事務局になりますので、そのときにはまた去年、今年以上に少し忙しくなるかなと事務局では考えております。

それでは協議事項(2)真鶴町教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願ひします。

青木係長： はい。それでは資料2をご覧ください。真鶴町教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則新旧対照表になります。左側が改正後、右側が改正前となっております。変更点としましては、第4条 教育総務係の事務分掌の所に「学校建設に関すること。」、こちらを追加させていただきます。その後、「教育課内庶務に関すること。」を「課内庶務に関すること。」。教育を取りまして、1号ずらしております。また、第4条 第2項の社会教育係の事務分掌につきましては、左側、新の第8号「及び管理運営」。旧の方の「廃止」という文言を削除しております。あと、10号の非行防止に関することの後に、「総合計画立案並びに実施」に関すること。以下、11号以降も同じ様に文言を追加しております。こちらにつきましては、社会教育の事業がたくさんありますので、より明文化して、より事務をやりやすくするために改正するものでございます。併せて最後に、第23号としまして、今まで第1項にのみ課内庶務が入っていたのですが、社会教育係の事務分掌にも「課内庶務に関すること。」を追加いたします。以上で、説明を終わりにしま

す。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。では、補足説明を大竹係長からお願いします。

大竹係長： 1点、語句の訂正をお願いいたします。新（改正後）の11号です。「青少年健全育成及び非行防止関連」とありますが、「非行防止機関」に改めてください。すみません。よろしくお願いいたします。

瀬瀬教育長： 第4条第2項（11）ですね。（11）青少年健全育成及び非行防止「機関」との連絡調整。

大竹係長： はい。そうです。

瀬瀬教育長： はい。社会教育に関して、何か補足説明などございます。今回の改正で。

大竹係長： 先ほど教育総務係長から説明がありましたとおり、事業がかなりありますので、各担当を明確化するために号数を増やさせていただきまして、分担を明確化するために改正をするものです。よろしくお願いします。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対して委員の皆様から何かご意見ご質問があればお願いいたします。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 「社会教育施設の設置、管理運営及び廃止に関すること。」で、「廃止」が無くなっているので、今後、廃止は教育委員会ではなくて、町長部局で行う形でいいですか。

瀬瀬教育長： どうですか。はい。

大竹係長： よろしいですか。そのような認識でおります。

瀧本委員： はい。分かりました。

瀬瀬教育長： 課長、何か。

清水課長： はい。すみません。廃止につきましては、「設置、管理運営」の中で、管理運営

でもかかってくる部分がありまして、「廃止」は取ってもいいのかなというところ  
がございました。今回の町長部局の話に沿ってやったわけではないので。運用と  
しまして、管理運営をしていく中で廃止の事も話せばいいかなということで、あ  
えてそちらの廃止は外したという経緯がございます。

瀬瀬教育長： はい。特に、今回の移管とは繋がっていないということですね。はい。分かり  
ました。他にいかがでしょうか。では、特に無いようでしたら挙手によって採決  
に移りたいと思います。本案を原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願  
いいたします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって本案は原案のとおり決定  
いたしました。

続きまして、協議事項(3)真鶴町児童生徒就学奨励費交付規則の一部を改正  
する規則の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

青木係長： はい。資料3をご覧ください。真鶴町児童生徒就学奨励費交付規則の一部を改  
正する規則の新旧対照表です。こちら小さくて見にくくて、申し訳ございませ  
ん。右側の改正前の様式のみの変更になるのですが、様式の中段1、2、3、  
4、5と数字が振ってある一番下の5番です。旧では「世帯厚生資金」となって  
いますが、平成2年に法が改正されておりまして、まだ文言の修正がされていな  
かったため、こちらを「生活福祉資金」に改めるものでございます。以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。すでに平成2年に法が改正されていたけれど、  
その文言が修正されていなかったという解釈でよろしいですか。

青木係長： はい。

瀬瀬教育長： これについて何かご質問があればお願いいたします。見えないので、ここだけ  
でも大きくしてもらえるとありがたいかなと。

清水課長： 多分、2ページ目の方が、もしかしたら少しだけ大きいかもしれないです。

瀬瀬教育長： 少し大きいですね。

清水課長： はい。すみません。

瀬瀬教育長： 特に質問ご意見が無いようでしたら、採決に移りたいと思います。原案のお

り賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。本案は原案のとおり決定いたしました。

では続きまして、協議事項(4)真鶴町小中学校入学祝金支給要綱の一部を改正する告示の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

青木係長： はい。資料4をご覧ください。真鶴町小中学校入学祝金支給要綱の一部を改正する告示の制定についてです。今まで新小学校1年生および中学校1年生に入学祝金として1人30,000円、保護者にお支払いをさせていただいておりました。令和6年度予算より文言の変更がありまして、「入学祝金」から「入学支度金」。準備に使っていただくお金と文言の修正がありましたので、それに伴って要綱のタイトルおよび条文中、全てにおいて「祝金」を「支度金」に改めるものであります。こちらについては、本日ご承認いただいた後に、新小学校1年生、中学校1年生の保護者には通知を出す予定であります。以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。これは予算上の名称が変わったので、支度金にしたということで、金額的には変わっていないということですね。

青木係長： はい。変更はございません。

瀬瀬教育長： それでは、委員の皆さんからご意見ご質問あればお願いいたします。

松野委員： 町の祝金関係が変わったのですよね。皆。長寿など、そういうところも含めて。それで変わってきているのですよね。

青木係長： そうですね。敬老祝金などとは、また少し考え方が違うのですが、新高校1年生の要保護のお子様に対して、保護者に「高校入学支度金」を今までもすでに支払っておりました。それと文言を合わせる形で小中学校も支度金になりました。

瀬瀬教育長： はい。他にいかがでしょうか。

瀧本委員： 生活保護の人は両方もらえるのですか。支度金と祝金と、両方もらえていたのですか。

青木係長： 今までの祝金は小1、中1。今まであった支度金は高1。若干、年齢帯が異なりますので、もらえる方の対象は別、全て別です。

瀧本委員： もらえるのは変わってない。

瀬瀬教育長： もらえる対象は変わってないかということ。

瀧本委員： もらえる対象も金額も変わってないですか。

青木係長： もらえる対象は変わってないです。名前が変わっただけです。

瀬瀬教育長： はい。他にいかがでしょうか。よろしいですか。特に無いようでしたら、採決に移りたいと思います。原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。原案のとおり決定いたしました。

それでは続きまして、協議事項(5)真鶴町文化財審議委員会規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

大竹係長： はい。それでは、資料5をご覧ください。真鶴町文化財審議委員会規則の一部を改正する規則でございます。新旧対照表になっておりまして、右側が改正前、左側が改正後でございます。旧の規則では、第3条で「委員会は、委員5人で組織する。」とありましたものを、改正後におきましては同条で、「委員会は、委員6人以内で組織する。」という形で改正をさせていただいております。説明については以上でございます。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。委員の委嘱は、その後ですね。それでは、この規則の改正についてご意見があればお願いいたします。これは何か意図があるということですか。

大竹係長： はい。文化財に関しましては、民俗資料館の今後の取扱い。また、<sup>しとどのいわや</sup>鷗窟を町指定重要文化財に目指そうという動きがありまして、より多くの方にいろいろなご意見をいただきたいので、定数を増やしたものでございます。

瀬瀬教育長： 皆さんからどうでしょうか。よろしいですか。特にご意見ご質問無ければ採決に移りたいと思います。原案のとおり賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。原案のとおり決定いたしました。

それでは続きまして、協議事項（6）真鶴町文化財審議委員会委員等の委嘱について、事務局から説明をお願いいたします。

大竹係長： はい。それでは、資料6をご覧ください。今回は、真鶴町文化財審議委員の新規の委嘱をお願いしたいと考えております。3月の定例会では、名簿の1から4番の方につきましてはご承認をいただいております。今定例会におきましては、元小田原女子短期大学の教授。また、学科長も歴任されております中村弘行様<sup>なかむらひろゆき</sup>に、新たに文化財審議委員会の委員に加わっていただきたく、今回お諮りいたします。説明については以上です。よろしくをお願いいたします。

瀬瀬教育長： はい。もう少し中村さんの経歴や年齢など、細部のことは分かりますか。

大竹係長： はい。年齢につきましては、72歳になります。東京教育大学を卒業されて、大学院にも行かれております。その後、小田原女子短期大学の非常勤講師になられ、その後に教授、学科長にも就任をされている方でございます。現在は『寒天の研究』をされています。

瀬瀬教育長： ご存知の方もいる感じですか。今の表情を見ていると。ご意見があれば。

岡田委員： 文化財方面にも詳しい方なのでしょうか。

大竹係長： 貴船神社の禰宜さんとお知り合いで、歴史にも精通をされているということで、今回、平井委員の方からもお話をいただいて挙げさせていただきました。

岡田委員： 了解しました。ありがとうございます。

瀧本委員： これは小田原女子短大が正確。どちらが正解ですか。

大竹係長： 小田原女子短期大学です。

瀧本委員： 資料に小田原短期大学と。

大竹係長： 失礼しました。そうですね。小田原女子短期大学です。

瀬瀬教育長： この方のお住まいは町内ですか。

清水課長： 町内です。城北地区にお住まいでして、自分もこの間ご挨拶に行きました。その時に歴史に詳しいというところも。少しお話しした時に寒天の本を書く時も、いろいろとそれにまつわることを確認されたり。移住されてきた方なのですが、<sup>しとどのいわや</sup> 鷗窟のことについてなど、やはりある程度掘り下げていろいろと調べている方だったので。多分、やりだすといろいろもっと詳しく調べていけるのかなと感じております。

瀬瀬教育長： 他にいかがでしょうか。中村委員を推薦するいきさつとしては、川口仁齋先生がかなり長くやっただいております。もうそろそろというお話が昨年度ある中で、川口先生にいてもらわないと困ると皆で説得をして、何とかもう1期はやっていただけることになりました。でも、「やはり後継者に何人か入ってもらわないと。」という話の中で進められてきたことになります。よろしいですか。はい。特にご意見が無ければ、こちらも採決に移りたいと思います。原案のとおり賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

では続きまして、協議事項(7)附属機関の委員の委嘱及び解嘱について、事務局から説明をお願いいたします。

青木係長： はい。資料7をご覧ください。真鶴町教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号に規定する、教育委員会の会議に付すべき事項といたしまして、ご説明させていただきます。1点、すみません。資料の修正をお願いします。下側の表のタイトル「まなづる町立まなづる小学校運営協議会委員」の、最初の「まなづる」を漢字でお願いいたします。失礼いたしました。

説明を続けさせていただきます。上段の学校建設準備委員会の委員の方になります。年度が変わりまして、各代表等の入れ替えもありましたので、ご報告させていただきます。まず、第4号委員の長澤先生。こちら退任届が出されましたので、代わりに小林宏己先生。早稲田大学教育・総合科学学術院教育学部の教授であります。続きまして、第5号委員としてPTA会長 勝山匡さん。会長が変わりまして、新しい会長となります露英一さん。さらに5号委員といたしまして、令和6年3月31日付けで人権擁護委員を退任されました伊藤晴美さんの代わりに、同委員の朝倉隆さん。朝倉さんに関しましては、自治会連合会会長としても、既に準備委員会に入っていていただいておりますので2役兼任という形になります。併せまして、第5号委員として、こちらはこれからなのですけれど、まなづる小学校の学校運営協議会。こちらが令和6年5月1日に設立いたしますので、設立後に、代表者の推薦をしていただく予定となっております。続きまして、下の学校

運営協議会の委員になります。こちらは新設になります。こちらの規則に関しましては、3月の定例会で議決いただいたものになっております。まず、第1号委員。設置学校に在籍する園児児童及び生徒の保護者といたしまして、PTA会長の露さん。第2号委員としまして、学校の学区内に居住する住民として自治会連合会代表の朝倉さん。人権擁護委員経験者の伊藤晴美さん。民生児童委員の青木和美さん。主任児童委員代表の古川昌子さん。学校の運営に資する活動を行う者としたしまして、第3号委員。平井泰行さん。学童保育の代表者です。最後に、第5号委員。前号に掲げる者の他、教育委員会が適当と認める者としたしまして、横浜国立大学非常勤講師の石塚先生および学校経験者の橋口先生。以上の方を選任いたしたくお願いいたします。任期は、いずれも令和6年5月1日から2年後の令和8年4月30日までとなっております。説明は以上です。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。附属機関としての学校建設準備委員会と、まなづる小学校の学校運営協議会委員の選出について、いかがでございましょうか。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 学校建設準備委員会の第5号委員のまなづる小学校学校運営協議会。これは代表ということで互選ですか。

青木係長： 5月2日に第1回運営協議会の会議が開催されるので、そちらに依頼文を出しまして、運営協議会として代表委員を1名、推薦していただく予定でおります。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： 他にいかがでしょうか。準備委員会の長澤先生につきましては、ここで退任ですが、先ほど言ったプロポーザルで今、業者選定をこれから決めていこうと思っています。どこの業者になるか全く分からない中で、我々もそういった業者とやりとりをする。その中で長澤先生にアドバイザーとして事務局サイドに入ってもらえればとご本人にお願いをして、準備委員会の方は1回退いていただいて、小林先生に入っていただくと考えております。小林先生は退官をされたということですのでよろしいのですよね。

塩田指導主事： はい。今年の3月に退官されました。

瀬瀬教育長： よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問無いようですので、原案のとおり賛成の方につきましては挙手をもってお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。原案のとおり決定いたしました。では、本日本日予定されていた協議事項は全て終了ですけど、他に事務局からございますでしょうか。委員の皆様から特に無いですか。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： お願いいたします。

瀧本委員： 最初に教育長さんが説明されたプロポーザルの実施要領を、先ほどサラッと見ていたんですけど。11 ページにある審査・契約に係る事項の委員会のメンバー構成。前回、学校建設準備委員会は委員長ではなくて「代表」ということで、この教育委員会、皆で決めたと思うのですが、これは。

瀬瀬教育長： 事務局、11 ページの審査委員会のメンバーですね。

青木係長： これは確認します。

清水課長： 分かりました。すみません。そこを確認させてください。

瀧本委員： 私が言ったので間違いありません。ここで議決したので間違いありません。

瀬瀬教育長： はい。では、そこは後ほど。

青木係長： はい。

瀬瀬教育長： はい。他に協議事項以外でも何かありましたら教えてください。このプロポーザル関係は説明されるのですか。では、課長から。

清水課長： はい。こちらのプロポーザル関係等です。今年度のスケジュール（案）ということで、皆様のお手元にあります。まず、スケジュール（案）の資料が1 ページ目になっております。2 から4 ページ目までが『策定事業委託仕様書』となっておりまして、5 から13 ページ目までが『プロポーザル実施要領』となっておりまして、1 ページ目につきまして、ご説明をさせていただきます。こちらは今年度の予定としておりまして、一番上の段が「プロポーザルのスケジュール」、中段に「学校建設準備委員会」。今年度に行います学校建設準備委員会が記載されておりまして、その下が「教育を語り合う会」。今年度実施するものが記載されてお

り、一番下が小中学校の学校建設に係る予定を書かせていただいております。こちらにつきましては、皆様にはご承知置きだとは思いますが、令和3年3月に策定しました『学校施設個別施設（長寿命化）計画』の中で、校舎は長寿命化には適さず、2030年代に更新時期を迎えること。また、令和4年7月に真鶴町学校教育あり方検討会の中で、「交流と多様性を重視した活動を実現するためには、小中一貫教育校が望ましい。」との提言を受けました。令和4年度に新たな学校づくり庁内検討会を行いまして、令和5年度から外部有識者と町民等に参画していただきます「学校建設準備委員会」を設立して、いろいろ検討を重ねてきたところです。今年度も引き続き、学校建設準備委員会で検討を重ねていき、これまでの議論を基に3月議会において費用が予算化されました。真鶴町小中一貫教育校基本構想・基本計画の策定に今着手したところでございます。教育長のお話からもありましたとおり、4月15日から公募期間が始まっております。今、町のホームページにも出ておりまして、こちらの参加受付を5月10日まで行います。企画提案がございまして、5月22日の予定でプレゼンテーション。同日に契約候補者の特定までしまして、6月頭に契約を結び、この基本構想・基本計画策定委託事業者を選定して、今年度進めていきたい流れでございます。学校の基本構想を作っていくのにあたりまして、学校建設準備委員会です。7月16日の建設準備委員会では、建設場所等を決めていただきまして、9月17日に基本構想の素案を提出する予定でございます。委託業者にその形をどんどん作っていただくことになっています。下段の小中学校統合年次スケジュール。こちらはあくまでも案ですが、令和6年度に基本構想・基本計画を作りまして、令和7年度に基本設計。令和8年度に実施設計。令和9年から令和11年度に施設整備。令和12年で学校の開校ができればという予定で、今スケジュールを組んでいるところでございます。説明は以上でございます。

瀬瀬教育長： はい。どうでしょうか。プロポーザルの内容と、今後の大まかなスケジュールということで、今日の午前中、議会の全員協議会で説明をさせていただいた資料を、そのままコピーして持ってまいりましたので、委員の皆様にもぜひご理解をいただければと思っております。

松野委員： はい。すみません。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

松野委員： 基本計画の案ができた段階で、パブリックコメントみたいなものは行われるのですか。

清水課長： そうですね。町では大きい計画については、パブリックコメントなども出している期間を設けていると思いますので、この話の来るタイミングもあるのです

が、そこら辺はやらなければいけないかなと思います。

松野委員：            そうですね。

瀬瀬教育長：        はい。他にいかがでしょうか。

瀧本委員：            少しいいですか。

瀬瀬教育長：        はい。お願いします。

瀧本委員：            やはり、ここの審査委員会のメンバーがすごく気になるのです。本当に「交流と多様性」をずっと謳いながら進めていて、委員会の構成が委員長以下、ほとんど行政の方たちですよね。参事はどういう方が入るのですか。

清水課長：            はい。今、町の参事職としましては、政策推進課長と人事課長兼総務防災課長が参事職になっております。町参事としましては、その2名が該当いたします。

瀧本委員：            細かい話で申し訳ないのですが、例えば、男女比である、平均年齢であるなど、そういうところもやはり、これから「交流・多様性」と言った時にはすごく必要なポイントになってくるのは、もうこの町だけの話ではないので。それを考えた時にどうなのかなと思うのですけど。

瀬瀬教育長：        確かに。基本的に今、男性ばかりになっていますし、その辺のバランス的にはあまり良くないのかもしれませんが。今回、基本構想を作る上での支援をお願いする業者を選択するという事なので、中身については瀧本委員も建設委員会に参加していただいているのですが、そこは男女比や年齢層なども、いろいろバランスを考えてやっておりますので、こちらの意見をこの構想に生かしてくれる業者を選んでもらいたいということで、ここはご理解をいただければありがたいなと思います。あまり説明にはなっておりませんが。

瀧本委員：            はい。これ、やはり先ほど言った「委員長」ではなくて「代表」にしてもらって。そこに1人入れればいいのかなど、私は思います。

瀬瀬教育長：        はい。後ほど事務局から個別に納得してもらえるように。他はいかがですか。それでは報告事項に移りたいと思います。まずは学校教育から報告事項をお願いいたします。

青木係長：            はい。令和6年度真鶴町教育委員会事業報告4月をご覧ください。1日に転任採用等教職員辞令交付式を行いました。学校安全に関する資質向上研修を2日に

中学校、8日に小学校。そして、25日に幼稚園で実施いたします。4日、中学校武道（柔道）指導者研修会を実施しました。5日に小学校へ新しく35名、中学校36名、入学式を行い、始業式も行いました。8日は幼稚園の入園式で、4名の年少さんが入園されました。9日に給食調理員安全管理研修会を行い、12日に校長会、17日に教頭会を実施しました。今年度、教頭先生が2名、小中ともに変わられているので、新しいメンバーで教頭会をやりました。本日、教育委員会定例会。明日、まなづるっ子・チーム支援会議を実施します。

裏面をご覧ください。5月の予定です。1日に校長会。2日に幼保小中合同引き渡し訓練を実施いたします。9日、幼保小中合同教育研究会全体会を実施。15日に、中学校で支援教育研修会を実施します。16日、（第1回）令和6年度まなづるっ子サポート連絡会議。17日には、先ほどご承認いただきました。中学校の教科書採択の関係で足柄下採択地区協議会の検討会と、教頭会があります。こちらの中学校の採択スケジュールですが、本日お配りしました資料1の裏面に採択までの日程が載っておりますので、教育委員さんは目を通していただければと思います。20日に学校建設準備委員会の視察としまして、八王子の「いずみの森義務教育学校」に学校建設準備委員会のメンバーを募って行ってまいります。23日木曜日、真鶴中学校の運動会。今年は平日に開催される予定です。5月26日、27日（日）、（月）にはなりますが、まなづる小学校の6年生が修学旅行に出発いたします。27日は教育委員会定例会。28日に幼稚園の支援教育研修会。30日に幼保小連携研究会があります。以上です。

額縁教育長： はい。ありがとうございます。何かご質問ありますか。中学校の運動会は平日になったので、もしよろしければ見学をお願いしたいと思います。続きまして、社会教育お願いいたします。

大竹係長： それでは、表面をお願いいたします。社会教育・生涯学習関係の4月です。11日には、半島駅伝競走大会に係る陸上競技協会他との打合せ会を開催しまして、今年度再開する予定の半島駅伝競走大会のコース設定などについて協議を行いました。この協議につきましては、25日にも行う予定でございます。13日には、美術館、図書館、博物館でそれぞれ事業を実施しております。美術館のギャラリートークには7名の方が参加しまして、テーマ展示の内容に基づく学芸員の解説を熱心に聞き入っておられました。図書館のおはなし会には、未就学児、小学校低学年児童、保護者24名の方々が参加され、おはなしわっくわっくさんによる手遊びや紙芝居などを楽しまれておりました。博物館の海のミュージアムには8名の参加があり、ご家族で磯の生物の採取に取り組まれている姿が見られました。16日には、スポーツ推進委員連絡協議会と青少年指導員協議会がそれぞれ定例会を開催し、今年度の活動をスタートさせております。18日には、放課後子どもいきいきクラブ運営委員会を開催しまして、今年度の活動方針や1学期に展開するメニューの協議などを行っております。27日には、美術館においてテーマ展示Ⅱ

『中川一政が描く一具象の美一』がスタートするとともに、テーマ展示の内容に基づいたギャラリートークが開催されます。同日には博物館において、磯の生物観察会を内容とした海のミュージアムが開催される予定です。

裏面をお願いいたします。5月になります。1日には文化団体連盟が理事会を開催し、総会に向けた協議を行います。7日には自治会連合会教育体育部会、生涯学習実践委員の打合せ会を開催し、前期成人学級の内容等について協議を行います。9日には託児ボランティアの会が総会を開催し、今年度の活動をスタートさせます。11日には、まなづる土曜教室運営委員会を開催し、年間事業計画案や予算案を協議する予定です。13日には文化財審議委員会を開催し、民俗資料館の取り扱いなどについて協議を行う予定です。14日には文化団体連盟が総会を開催し、町民文化祭を初めとする文化活動がスタートを切ります。15日には社会教育委員会議を開催し、今年度の生涯学習・社会教育事業の内容等について協議する予定です。17日にはスポーツ協会が理事会・総会を開催し、協会および所属団体の活動が本格的に始まります。26日には、おもしろ体験隊事業の1つとして、開成町に出向いて「農業体験」で田植えをさせていただく予定です。この事業については、9月末に収穫体験をさせていただく予定です。あと、欄外の記載にはありませんが、放課後子どもいきいきクラブが20日から、まなづる土曜教室が18日から、それぞれスタートいたします。下旬には、町民ソフトバレーボール大会監督会議と、半島駅伝競走大会実行委員会を開催する予定です。美術館事業としましては、11日と25日にテーマ展示の内容に基づいたギャラリートークを開催します。博物館事業といたしましては、磯の生物観察会を内容とした海のミュージアムを11日と26日に開催する予定です。以上でございます。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。社会教育も本当に事業が目白押しという感じなのですが、何かご質問等ございますでしょうか。

松野委員： 以前、文化財等のデジタル保存など、そういうお話があったと思いますけど、進捗状況など、その辺はいかがなのですか。

大竹係長： はい。町で所有する指定文化財関係の部分につきましては、ほぼ撮影等は終了しております。ただ、県の基準や他市町で取り組まれている基準がどのようなものか、不確かな中で撮影をさせていただいたものですから、県の博物館、あるいは他市町の状況を確認して、撮り直す必要があれば、もう一度作業し直すところも考えております。また、個人所蔵の文化財につきましては、行き先がまだ確認できてないところもございますので、それは引き続き確認作業を行ってまいります。以上です。

松野委員： お疲れ様です。

額瀨教育長：

他にいかがでしょうか。よろしいですか。では、事務局から他に出されている資料で説明があればお願いをしたいと思いますが、特にいいですか。

先ほどの委員の皆さんに分かっていてもらいたいのは、学校建設の資料の1枚目の一番下にスケジュールがあって、順調にいけばということで、今年度1年間掛けて基本構想・基本計画、来年度が基本設計。8年度が実施設計。その後、校舎の解体、新築、内装など、いろいろありますので、3年間ぐらいで余裕を持って組んではいるのですが、今のところ建設場所としては、小学校の跡地か中学校の跡地で考えています。そうすると、子どもたちを移さなくてはいけないのです。当初は、年度替わりの春休みを想定したスケジュールだったのですが、春休みという期間も短いですし、学校も年度が変わって異動があったり、来年度の準備があったり、本当にバタバタしている状況の中で、なかなか難しいのではないかとということで、夏休みに移転をやりたいと考えています。そうすると、最短で2年後です。令和8年度の夏休み。遅ければ1年後にはなるのですが、早く進めばそこになりますので、もう2年と数か月でそういう作業をしなければいけない。当然、そのための準備を、今年掛けてやる形になるのですが、そういうスケジュール感でいることを、一応ご承知おきいただければと思っております。

それではよろしいですか。はい。では特に無ければ、これで全ての案件が終了しましたので、これをもちまして4月教育委員会定例会を終わりにします。ありがとうございました。

全員：

ありがとうございました。